



2025 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社テセック
代 表 者 代表取締役社長 田中 賢治
(コード：6337・東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役 戸田 雄介
電 話 番 号 042-566-1111

株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う株式給付規程の制定及び第三者割当による

自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 13 日付で公表した「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式給付規程（以下「本規程」といいます。）を制定することについて決議するとともに、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）を割当先として行われるものですが、当社及び子会社（以下「当社グループ」といいます。）に対する役務提供の対価として当社グループの従業員（以下「従業員」といいます。）に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 本規程の制定

当社は、2025 年 5 月 13 日付で本制度の導入を公表いたしました。（本制度の概要につきましては、2025 年 5 月 13 日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）

当社は、本日開催の取締役会において、本規程を制定することについて決議しております。

当社グループは、本規程に基づき、従業員に対し、個人の評価等に応じてポイントを付与します。従業員に付与されるポイントは、当社株式及び当社株式の時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の給付に際し、ポイント 1 個につき、当社普通株式 1 株に換算されます。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

従業員が本規程に定める受益者要件を満たした場合、当該従業員は、所定の受益者確定を行うことにより、ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。ただし、本規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

本自己株式処分により株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）に割り当てられる当社株式は、従業員が給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）において保有されることとなり、ポイントの付与を受けた従業員であっても、給付を受けるまでの間、ポイントに相当する当社株式について、譲渡その他の処分を行うことはできません。

2．本自己株式処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 11 月 13 日(木)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 150,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,954 円
(4) 処 分 総 額	293,100,000 円
(5) 処 分 予 定 先	当社グループの従業員 220 名 150,000 株 (注 1、2)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時 報告書を提出いたします。

(注 1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行(信託 E 口)であります。株式会社日本カストディ銀行(信託 E 口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行)とする信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結することによって設定される信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて従業員への給付を行うために行われるものであり、当社グループに対する役務提供の対価として従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には従業員を記載しております。

(注 2) 従業員には、本制度に基づき、個人の評価等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に従業員に給付される当社株式等の数は、従業員の個人の評価等に応じて変動いたします。

3．処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者)に設定される信託 E 口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行(信託 E 口)を割当先として行われるものですが、当社グループに対する役務提供の対価として従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、本規程に基づき信託期間中に従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2035 年 3 月末日で終了する事業年度までの 10 事業年度分)であり、2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 5,778,695 株に対し 2.60%(2025 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 53,092 個に対する割合 2.83%(いずれも小数点第 3 位を四捨五入))となります。当該処分数量は、上記 1. のとおり制定した本規程に基づき、信託期間中に従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2035 年 3 月末日で終了する事業年度までの 10 事業年度分)であり、2025 年 5 月 13 日付「株式給付信託(J-ESOP)の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4．本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2025 年 11 月 13 日
- (9) 金銭を信託する日 : 2025 年 11 月 13 日
- (10) 信託の期間 : 2025 年 11 月 13 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

5．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 1,954 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 1,954 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 1,977 円 (円未満切捨) に対して 98.84% を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 1,880 円 (円未満切捨) に対して 103.94% を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 1,743 円 (円未満切捨) に対して 112.11% を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

6．企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、希薄化率が 25% 未満であること、支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上